

平成 21 年 7 月 6 日

株主各位

更生会社トスコ株式会社
管財人 土 岐 敦 司

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 20 年 8 月 15 日に、更生会社トスコ株式会社（以下「更生会社」という。）に対し、東京地方裁判所より更生手続開始決定が出されて以降、当職は更生会社の債権調査及び財産評定手続を行なってまいりました。その結果を踏まえ、本年 6 月 15 日に、更生計画案を作成し、裁判所に提出いたしました。

更生会社は、開始決定日（平成 20 年 8 月 15 日）時の財産状況については、申立時の簿価基準では約 30 億円の資産超過でしたが（参考：昨年 10 月 30 日にホームページに掲載した「調査報告書提出のご報告」別表 1 のとおり）、開始決定後、事業継続価値に鑑みた財産評定を行なった結果、別表「貸借対照表（開始日現在）財産評定後」のとおり約 2 億 8 千万円の債務超過となりました。よって、会社更生法 166 条 2 項により、株主の皆様については会社更生手続における議決権が認められないこととなりました。このため、上記更生計画案は、株主各位にはご郵送されないこととなり、今後の手続についてもご通知、ご連絡等を行なわないこととなります。手続についての議決権がないためです。なにとぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

今後も、管財人及び全従業員一丸となって、更生会社の再建を果たせるよう鋭意努力して参ります。なにとぞご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹 白